



1 貧困を なくそう **MYTHAT**









学びの機会を保障するための体制の充実

▶ すべての子どもたちの学びの機会を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを 進める。

【提案・要望先】文部科学省

_ 1.提案・要望内容 _____

(1) スクールカウンセラー(SC) やスクールソーシャル ワーカー(SSW)による支援体制の充実と人材の確保

(2)誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援

- 校内教育支援センターの充実に向けた加配教員の配置
- 教育支援センター体制の充実(地域の総合的拠点機能形成)

(3)子ども一人ひとりに寄り添った体制の充実

- 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実
- 教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
- 通級指導教室の拡充に係る教員の充実

- 2. 提案・要望の理由

滋賀県では、令和5年度中にすべての子どもたちの学びの機会を保障するための方 策について次のような内容を検討しているところである。そのため、このプランを 実行するための提案・要望を行う。

- (1) スクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャルワーカー (SSW) による 支援体制の充実と人材の確保
 - 増加している困難な環境にある子どもたちへの支援のため、SC、SSWの役割 はますます重要であることから、更なる配置の拡充が必要。
- (2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援
 - 校内教育支援センターで学ぶ児童生徒は年々増加傾向にあり、個々の児童生徒へ の対応を行う専任加配教員の配置が必要。
 - 教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、きめ細かな支援 が行き届くように家庭訪問や多様な場を活用した相談を行い、学習支援等を行う支 援員、保護者や教職員への助言を行う人材を配置する広域的な支援体制の整備が必

(3) 子ども一人ひとりに寄り添った体制の充実

- 日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細やかな支援の充実のために、教員の配置 基準の緩和や母語支援員の配置の充実が必要。
- 多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題への対応や本県の子どもたちの健康 課題等を踏まえ、複数養護教諭の配置基準の緩和が必要。
- 増加する通級指導を受ける児童生徒への適切な支援の充実のために、教員の配置 基準の緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)





(1)SCやSSWによる支援体制の充実と人材の確保

SC、SSWの相談状況

〇SCの配置の状況(令和5年度)

【小学校】県内35校に配置し、毎月3回程度勤務

【中学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務

【高等学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務

【特別支援学校】配置はなし

<u>※相談件数: 令和2年度35,737件、令和3年度37,204件、令和4年度36,442件</u>

OSSWの配置の状況(令和5年度)

【小学校】県内30校に配置し、週2回程度勤務

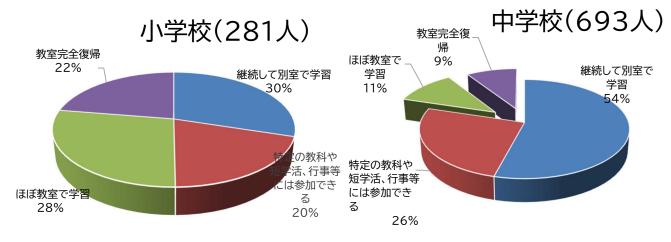
【中学校】配置小学校から派遣

【高等学校・特別支援学校】要請に応じて派遣

※対応した児童生徒数:令和2年度1,616人、令和3年度1,787人、令和4年度1,603人

(2)誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援

別室加配の指導による成果 (事業報告書より過去6年間の配置校の状況)



(3)子ども一人ひとりに寄り添った体制の充実

○通級指導教室の拡充に係る教員の充実

<u>通級指導教室 全県の配置状況(R5)</u>

[小学校] 全県で90校

[中学校] 全県で 31 校

通級による指導が必要な児童生徒数(R5.5.1)

[小学校] 全県で 1,703 人 [中学校] 全県で 509 人

〇日本語指導に係る教員の充実

①特別の教育課程による指導を受けている児童生 徒数(R5.5.1)

[小学校] 全県で 652 人 [中学校] 全県で 216 人 ②日本語指導加配教員の配置数

[小学校] 28 人

[中学校] 10 人

担当:教育委員会教職員課 TEL 077-528-4534 幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室 TEL 077-528-4668